

6 道州の役割と権限

(1) 道州制における国と地方の役割分担

憲法の保障する地方自治の本旨は、住民自らが自らの地域のことを考え、自らの責任で治めていくこと、地域のことは、地域の自主性、主体性を持って、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政を行っていくことである。

現行の地方自治法では、中央政府である国の役割は、外交、防衛、通貨など国際社会における国家としての存立にかかわる事務、私法秩序の形成等公正取引の確保や生活保護基準など全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務、公的年金や基幹的交通基盤など全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施など、国が本来果たすべき役割を重点的に担うこととされて、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本としているところである。

こうした趣旨は、地域において行政が担うべき分野の事務を住民に身近な行政という観点から積極的に地方公共団体に委ねるということであり、これにより地方公共団体の役割の拡大と充実を図ろうとするものである。

また、「国が本来果たすべき役割」にかかる事務であっても、その役割に係る事務のすべてを国が自ら直接行うことを意味するのではなく、国は制度の枠組みや基本的な準則のみを定め、具体的な施策や事業は、企画立案から執行までを地方公共団体に委ねるべきである。

このような考え方を踏まえれば、国の役割のうち、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施に当たっては、限定された一部に縮小すべきである。

一方で、住民に身近な基礎自治体の役割は、従来在市町村優先の原則、補完性の原理をこれまで以上に実現し、福祉、保健衛生、教育、まちづくり、農山漁村整備など住民に身近な行政や住民生活に密接する社会資本整備など、住民に身近な総合的な行政主体として、区域内における行政をできるだけ自己完結的に処理することが求められる。

また、道州については、市町村合併により規模・能力の拡大した基礎自治

体を包括する広域自治体として、基礎自治体との役割分担のもと、世界的な視野をもって、広域の圏域における戦略的かつ効果的な行政を展開していくことが求められており、そのためには、広域的な社会資本整備、交通・運輸、産業、雇用、防災・危機管理、国土保全、環境政策など、より専門性が高く圏域全体の視点に立った業務や基礎自治体相互の連絡調整事務を担うことが求められる。

(2) 国の地方支分部局等のあり方

新たな広域自治体である道州が、世界的な視野を持ちつつ、ブロック圏域における戦略的かつ効果的な行政を展開していくためには、その役割を担うにふさわしい権限と税財源を持つことが必要である。こうしたことから、まず、現在の国の地方支分部局等に関連する事務事業を道州へ移譲・移管することが前提となるが、移譲・移管に当たっては、第27次地方制度調査会答申を踏まえ、一部例外を除き、道州へ移譲・移管されることを基本とすべきである。

具体的に道州へ移譲・移管すべき国の地方支分部局等の事務権限の仕分けに当たっては、地方分権改革推進会議が作成した国の地方支分部局の概要を参考とし、次の考え方を基本に整理した。

国際社会において国家として存立にかかわる事務については、国が引き続き、その事務を担うこと。

全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務については、その制度の枠組みや準則は、引き続き、国が担うこととするが、制度運用等において、地方で実施可能なものは、道州等が担うこととすること。

全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施については、その制度の枠組みは、引き続き、国が担うこととするが、国民の利便性や事務執行の効率性等の観点から、地方で実施可能なものは、道州等が担うこととすること。

現在の国の地方支分部局の事務のうち、上記 ~ のいずれもあてはまらない事務については、道州等が担うこととすること。

以上の考え方をもとに，道州へ移譲・移管すべき国の地方支分部局等は，次のとおりと考えられる。（表3 - 3参照）

〔表3 - 3〕

【道州へ移譲・移管すべき主な国の地方支分部局等】

中央省庁	国の地方支分部局等	定員数
内閣府 国家公安委員会 公正取引委員会	管区警察局，府県通信部 地方事務所	4,660 160
総務省	管区行政評価局 総合通信局	925 1,535
法務省	法務局，地方法務局 地方入国管理局	11,979 2,263
財務省 国税庁	財務局 税関 国税局	4,800 8,334 54,307
厚生労働省 社会保険庁	地方厚生局 検疫所 都道府県労働局 地方社会保険事務局	739 23,222 16,623
農林水産省 林野庁 水産庁	地方農政局，地方農政事務所 森林管理局 漁業調整事務所	19,226 5,325 151
経済産業省	経済産業局 鉱山保安監督部	2,202 232
国土交通省 気象庁 海上保安庁	地方整備局 地方運輸局 地方航空局 管区气象台，地方气象台 管区海上保安本部	22,768 4,684 665 3,993 10,658
環境省	自然保護事務所	
合 計		199,451

【道州へ移譲・移管されない主な国の地方支分部局等】

中央省庁	国の地方支分部局等	定員数
内閣府 防衛施設庁	防衛施設局	2,601
法務省 公安調査庁	矯正管区 地方更生保護委員会，保護観察所 公安調査局	170 1,379 1,104
国土交通省	航空交通管制部	1,200
合 計		6,454

(3) 国，道州，基礎自治体の役割分担の考え方 (P77・78，図3 - 4，表3 - 5 参照)

道州制における国，道州，基礎自治体の役割と権限については，既存の行政事務について，単に国か地方かに仕分けするのではなく，将来の規制緩和や民間開放の必要性という視点も含め検討することが望ましい。こうしたことも踏まえながら，主な分野ごとに分けて整理すると次のとおりである。

国家の基本に関する分野

- ・ 国民国家としての統合及び国際社会における国家としての存立にかかわるものとして，外交，防衛や裁判所，検察等の司法関係及び通貨政策，国籍，出入国管理及び国税徴収の準則などについては，引き続き，国の役割とすべきである。
- ・ 出入国管理に係る事務のうち，取締りについては，道州が担い，旅券交付事務については，住民の利便性の観点から基礎自治体が担うことが適当と思われる。
- ・ なお，国税徴収事務については，ドイツやカナダなどの徴税や財源調整方法を参考に，道州又は独立した徴税組織が徴税を一体的に行う仕組みについても検討すべきである。

社会保障・環境衛生分野

- ・ 公的年金，福祉，保健医療，環境衛生等の分野については，それぞれの制度の枠組みや準則については，引き続き，国の役割とすることが適当であるが，制度に係る詳細な運営や事業執行については，地方の事務とし，とりわけ，福祉，保健医療，衛生に係る事務は，すべての基礎自治体が担うことが適当と思われる。
- ・ 道州にあっては，基礎自治体の規模を越える広域的な法人指導や医療計画などや，緊急的な感染症対策や食品安全対策などの危機管理を主に担うべきである。
- ・ なお，独立行政法人化された国立病院・診療所については，今後，自立に向け完全民営化も視野に，行政の役割を一層縮小すべきと考える。

一方，公立病院にあっても，民間医療機関との機能分担を考慮し，その使命が終わったものについては，廃止又は民営化を進めるとともに，

引き続き、その必要性が認められる場合にあっても、独立行政法人化を検討することも必要である。

また、これまで都道府県や基礎自治体が行ってきた広域水道事業や流域・公共下水道などについては、公設民営化を進めるべきである。

教育分野

- ・ 義務教育を含む初等・中等教育については、憲法の保障する教育の機会均等及び国民の教育水準の確保の観点あるいは国際的な技術開発や人材育成の観点から、教育制度の根本に関わる制度の枠組みは、国の責務とすべきと考えるが、その運用にあたっては、地方分権の趣旨を踏まえつつ、地方の裁量を一層高める仕組みが重要である。
- ・ なお、独立行政法人化した国立大学や公立大学については、上記の国立病院や公立病院と同様に、行政の役割を縮小すべきである。

社会資本整備関係分野

- ・ 道路、港湾、空港をはじめ、社会資本整備に関する事務については、国際的な交流基盤あるいは国土全体の中核・根幹的な基盤整備に係るものの制度の枠組みについては、国の役割と考えられるが、整備・管理に当たっては、道州又は基礎自治体が地域の実情を踏まえつつ、効果的・効率的に行うべきである。
- ・ 例えば、地方空港については、現在、空港の役割や機能等から国と県に分かれて管理しているところであるが、全国的なネットワークを基本とする航空管制業務を除き、国管理地方空港については、すべて道州へ移管すべきであり、特に、国際物流や人的交流としての拠点性の高い空港については、出入国管理と一体となって、道州が管理すべきである。
- ・ また、港湾についても、重要港湾・地方港湾の指定のあり方を検討するとともに、空港と同様、国際物流や人的交流としての拠点性の高い港湾の管理は、道州が行うこととするが、その他の港湾については、原則、基礎自治体へ移管すべきである。なお、今後の港湾経営に当たっては、民間の経営手法を活用できる港務局（現在の港湾法で規定）制度の導入を検討すべきである。

産業・雇用分野

- ・ 産業政策については、地域の特色ある産業集積を活かしつつ、東京や中央政府を介さず、地域ブロック圏ごとに東アジア諸国をはじめとした諸外国の各地域との経済交流を一層高めていくという観点から、その多くの事務は道州が中心となって担うべきである。
- ・ また、雇用・労働政策についても、産業政策と表裏一体のものであることから、地域産業の振興と併せて、地域の実情に沿った雇用対策を進めることが重要である。こうしたことから、今後、国の役割は、産業政策については、国際的な視点から競争力を高める産業政策の枠組みや産業活動に起因する私法秩序の形成や公正取引の確保などに特化すべきである。また、雇用・労働政策については、全国的に定めるべき雇用・労働条件の制度の枠組みや準則にとどめるべきと考える。
- ・ 公設試験研究機関については、独立行政法人化の検討とともに、機能分担を踏まえた上で、関連する試験研究機関の統廃合を進めるべきである。

治安・安全

- ・ 治安及び警察行政のうち、国際犯罪やテロ対策など、国家存立に大きく関わる問題については、国家的な危機管理の観点から、国の責務は重要と考えるが、具体的な捜査や警備にあたっては、現在の都道府県警察を基本とし、例えば、管区警察局、入国管理局、管区海上保安本部などの各業務を統合した陸・海・空の新たな警察組織の形態とすべきか、その際、国家的警察業務と地方警察業務を司る職員の身分はどうするのか、あるいは、国際犯罪やテロ対策等に特化した国家警察と地方警察に分けるべきかなど、更に検討すべきである。

(4) 道州に対する国の関与のあり方

今後、道州が内政に関し、幅広い権限を担うこととなるが、道州に対する国の関与のあり方は、法律で制度の大枠のみを定め、道州が地域の実情に沿った施策を展開できるよう、詳細な手続きや基準の設定は、政令や省令では

なく、できるだけ条例に委任するなど、国の関与を最小限とすべきである。また、道州に影響を及ぼす法令の制定・改廃等を行う場合には、あらかじめ道州の意見を十分に聴取しこれを反映させるための有効な仕組みを制度的に保障すべきである。

一方で、国が本来全国的な規模で又は全国的な視点に立つて行うべき施策及び事業の一部については、国民の利便性や事務執行の効率性及び総合性の観点から道州が担うべきところであるが、その際、従来の機関委任事務制度の必要性が議論されることも予想される。機関委任事務制度は、住民の代表である議会や監査委員による監視機能を著しく制限するものであることから、その制度の復活については、容認されるものではなく、道州へ移譲・移管する事務を自治事務とするのか法定受託事務とするのかという、事務・権能に係る規定の再構成が必要となる。

(5) 道州と基礎自治体の関係

道州と基礎自治体との関係については、引き続き、対等・協力の関係のもと、それぞれの役割分担を踏まえつつ、住民の福祉の向上を基本に地域における事務を担うものである。道州制における基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、また、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが求められている。

こうした観点から、道州制に移行した後は、自立性の高い行政主体としての役割を一層発揮できるよう、基礎自治体の更なる再編が期待されるとともに、そうした基礎自治体に対しては、国から地方へ移譲される権限や現在の都道府県の事務権限のうち、基礎自治体が担うことがふさわしい事務事業は原則として移譲・移管を推進すべきである。また、その際には、基礎自治体への関与のあり方についても、必要最小限にとどめるなど十分に配慮される必要がある。

また、道州制の導入により、都道府県区域の拡大とともに、多くの権限を持つ強大な道州政府の実現によって、地域内での集権化につながることはないよう、道州内分権を進めることも重要である。原則、基礎自治体内で完結する事務事業などは、基礎自治体が担うことを前提とし、基礎自治体を越え

る事務事業のうち、住民の利便性や事業執行の効率性から地域性の高い事務事業については、道州の地方機関が担うこととなるが、その際には、本庁と地方機関との縦割りの行政とならないよう、地方機関の総合化や企画立案・調整機能の強化について検討する必要がある。

なお、基礎自治体においては、平成17年3月の合併後においても地理的条件などから、引き続き、小規模な自治体にとどまる地域も存在することになるが、こうした小規模な自治体に対して、区域が一層拡大した道州政府がすべての補完的な行政を担うことは、住民の利便性や行政執行の効率性の観点からみても、好ましくはないことから、今後は、例えば、福祉、教育、保健衛生など住民に身近な行政サービスについては、できるだけ近隣の基礎自治体との連携や広域連合などの共同処理方式を活用していくことが望ましい。

(6) 道州と大都市（政令指定都市・中核市・特例市）の関係

道州制における都市制度のあり方

現在、人口20万人以上の都市については、政令指定都市をはじめ、中核市、特例市制度が創設され、都市の人口規模に応じて都道府県の権限の一部を担っているところである。こうした都市にあっては、すでに都市計画をはじめ、福祉、保健衛生や道路管理などまちづくりに関する事務を主体的に実施しており、引き続き、地域内で完結する行政事務の多くを移譲・移管すべきである。

特に、現在の中核市、特例市については、これまでの実績と経験を十分に持ち合わせていると考えられることから、政令指定都市に準じて更なる権限移譲を進めるべきである。

また、道州制に向けて、他の都市においても更なる行政体制の整備を図る観点から、少なくとも現在の中核市や特例市が有する行政権限を付与できるよう、更なる合併が期待されるとともに、例えば、特例市の指定要件を10万人程度に引き下げることや、あるいは人口要件に係わりなく意欲ある都市については、これらの市に準じた権限移譲を認めるなど、一層の要件緩和についても検討される必要がある。

政令指定都市制度のあり方

一方で、政令指定都市制度については、第28次地方制度調査会で検討を行うこととされており、その論点としては次のとおり考えられている。

道州制における大都市制度をどのように考えるか。

現行の指定都市と同様に、道州の下に置かれる市に関する特例と位置付けることとするか。

・この場合、都区制度と指定都市制度の併存についてどう考えるか。

首都及び大都市圏（三大都市圏以外の圏域も含む。）について、かつての特別市と同様に、道州の区域から外れ、道州とみなされる特例的な市（都市州）を設けることとするか。

・この場合、都市州に区を設け、公選の区長と区議会の議員を擁することとするか。

あるいは、首都又は首都圏についてのみ のような制度を設け、その他の圏域については のような制度を設けることはあり得るのか。

・さらに、 のような制度を三大都市圏にまで拡大することが考えられるか。

政令指定都市を道州の区域から完全に分離独立し、道州と同様な権限を持つ「都市州」とすることについては、次の点から問題がある。

広域的な行政需要への迅速かつ戦略的な対応を目指すためには、現在の都道府県区域の拡大が求められる一方で、現在の都道府県区域よりも更に狭小なミニ道州のような都市州を全国に十数か所（現行政令指定都市の場合、東京都も含めて14都市）も設置することは本来の道州制導入の意義に合致しない。

政令指定都市は、地域ブロック内でも最も人口や産業経済、都市機能等が集積し、将来、地域ブロックを牽引する役割を期待される場所であるが、その都市が道州の区域から完全に分離独立することになれば、道州として地域ブロックの自立に向けた広域的かつ戦略的な施策を展開することは困難となる。

政令指定都市においても、住宅、広域交通あるいは廃棄物処理や水資源問題など、周辺都市や地域との相互依存関係にあることから、政令指定都市が都市州になった場合、独自にこうした地域との連携・調整を円滑に行うことは困難である。

行政に対する住民ニーズがますます複雑かつ多様化する中であって、基礎自治体として、こうした住民ニーズに的確に対応しつつ、併せて、大都市を超える都市圏全体としての広域的な行政需要にも十分対応することは困難である。

一方で、政令指定都市は、人口や産業をはじめ、企業や行政などの中枢管理機能が集積していることから、地域内外からの人口移動も多く住民の行政に対するニーズは他の都市に比べ、より複雑かつ多様化することが予想される。こうした中で、住民自治の観点から、大都市においては、住民と行政との距離が大きいとの指摘もあることから、今後、大都市経営に多くの住民の参加を促し、住民の意見を行政に反映させる地域内分権を図る仕組みが求められる。

このため、例えば、政令指定都市内の行政区単位を特別区のように法人格を付与した基礎自治体として、住民生活に密接に関わる行政サービスは、特別区が担う一方で、特別区ごとに対応するには非効率なサービス（上下水道、廃棄物処理、消防など）や大都市特有な高次都市機能の充実や広域的な交通ネットワークなどは道州政府が担うこととするなど、現行の都と特別区の関係も参考としながら、新たな制度設計についても議論する必要がある。

道州と大都市との役割分担

道州制に移行した後も道州内の大都市は、地域発展の核として道州の中で重要な役割を担うことが期待される。

また、大都市は人口が稠密で、高度な都市機能や産業機能が集積し、その影響が一般の都市以上に広くかつ大きく周辺地域に及んでいるため、周辺地域との一体的な整備が不可欠であり、大都市を含む交通ネットワークや環境保全、防災など広域的な行政課題への対応が求められている。

こうした課題に対しては、道州政府がブロック全体の各都市圏との役割分担も見据えながら、大都市とその周辺地域を含め広域的かつ戦略的な視点から調整機能を含め、その役割を果たす必要がある。

道州制における大都市の役割分担については、基礎自治体として、十分な規模・能力を有することから、国や現在の都道府県が行っている事務のうち、

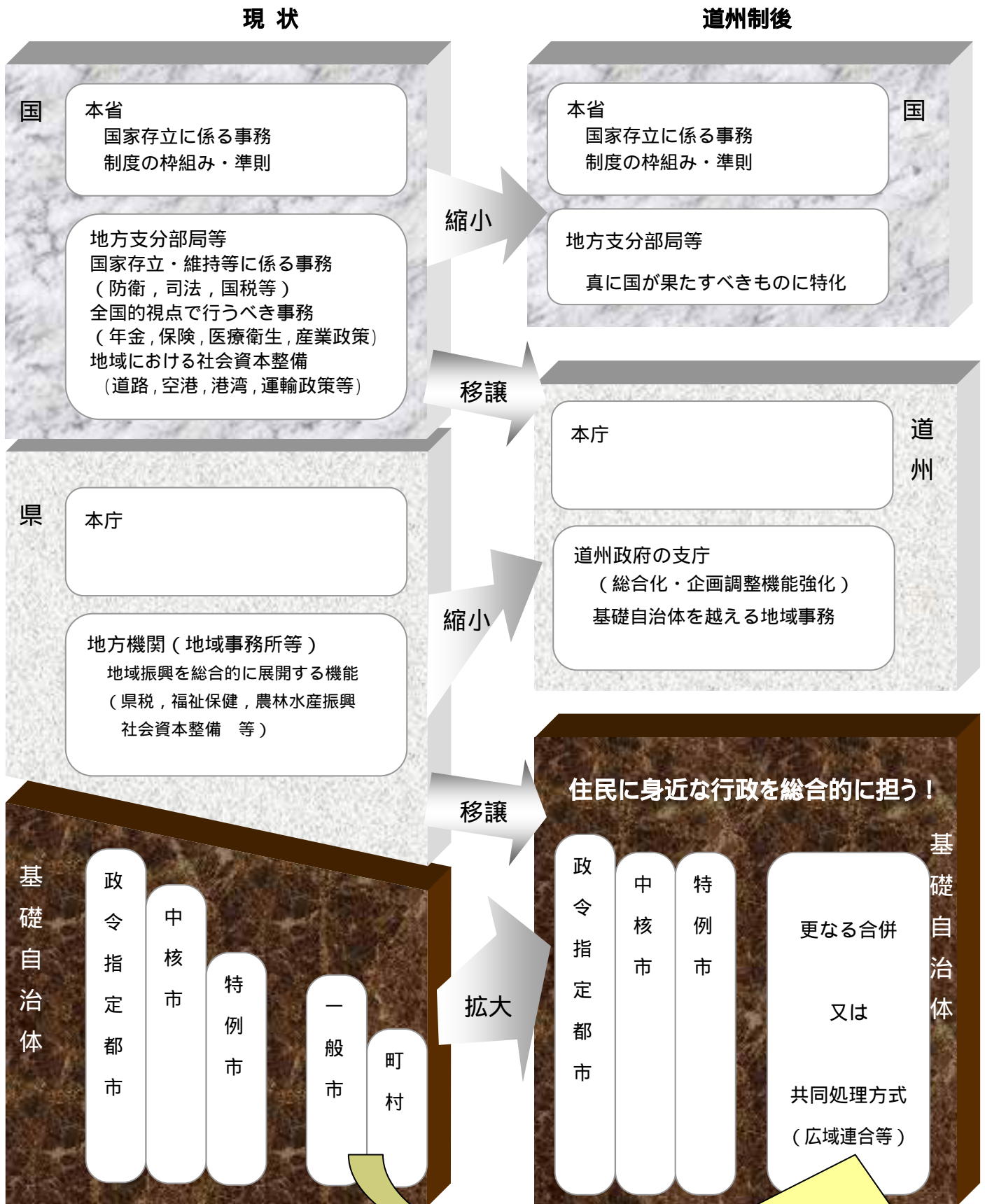
例えば、これまで、国や都道府県が担ってきた国土保全（砂防，急傾斜崩壊対策，治山，治水，海岸保全等）に関しても，まちづくりや地域の防災対策の観点から地域内において完結するものについては，これらの都市へ移譲・移管すべきである。

また，義務教育に関する現在の都道府県の権限（教職員給与負担，学級編制権及び教員定数権など）や高等学校の設置運営については，道州制による区域の大幅な拡大を考慮すれば，少なくとも大都市区域については，今後，これらの市へ移譲・移管を検討すべきである。

一方，道州の自立に向けて，広域的かつ戦略的な施策を展開することが求められることから，国際交流機能を高めるための拠点となる空港・港湾の整備や国土管理上の中枢・根幹をなす道路網及び道州内の主要都市を結ぶ広域交通体系の整備等については，各都市との連携も図りながら，道州が主体的に担う必要がある。こうしたことから，例えば，政令指定都市が有する道路管理権限のうち，広域的なネットワークを形成するものは，道州へ一元化するほうが効率的であると考えられる。

〔図3 - 4〕

国，道州，基礎自治体の役割分担のイメージ



[表3 - 5]

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【現状】 1/2

行政分野	国	道府県	基礎自治体
基本	司法(裁判所, 矯正, 更正施設) 検察 国税徴収 通貨管理 外交, 通商, 関税 国政, 登記(企画, 手続事務) 出入国管理 行政監察 栄典	道府県税徴収 旅券交付	市町村税徴収 戸籍, 住民登録
安全	防衛, 防衛施設管理 国際犯罪, テロ対策 大規模災害 密輸, 密航監視取締 検疫, 税関	警察 広域災害応援 危険物の許認可	消防, 救急
福祉・保険	生活保護・福祉施策の企画 広域法人指導 戦没者遺族等援護の企画 健康保険の企画 年金(企画, 実施)	生活保護の実施, 福祉事務所 介護事業者指導 障害者更生相談 児童相談, 児童福祉施設入所 福祉法人, 施設指導等 戦没者遺族等援護(手続)	生活保護実施, 福祉事務所(市) 介護保険事業 高齢者福祉サービス 障害者福祉サービス 保育所運営 老人保健, 国保(財政, 実施)
医療・衛生	保健医療施策の企画 医療従事者資格 広域法人指導等 国立病院運営 医薬品製造許可等 麻薬等薬物(製造等)取締 感染症対策(企画, 危機管理) 難病対策(企画) 食品安全(企画, 危機管理) 水道事業認可(給水5万人超)	地域医療計画策定 地域医療体制整備 医療従事者確保対策 医療法人, 医療機関指導等 公立病院運営 医薬品販売業許可等 麻薬等薬物(流通等)取締 感染症対策(予防・監視) 難病対策(相談, 医療給付等) 地域保健対策(保健所) 食品安全(危機管理, 衛生対策) 生活関係衛生 水道事業認可(給水5万人以下) 広域水道事業(実施)	公立病院運営 水道事業(実施)
教育・文化	公私立大学設置認可 国立大学設置 義務教育(企画) 学校法人指導(大学) 国宝, 重文指定	公立大学(設置, 運営) 義務教育(学級編成, 定数) 義務教育(教職員任命, 給与) 公立高等学校運営 盲・ろう・養護学校運営 学校法人指導(高, 小中・専門)	公立小中学校運営 義務教育(教科書採択等)

国・道州・基礎自治体の役割と権限

【道州制後】1/2

基礎自治体	国	道州	基礎自治体
基本	司法(裁判所, 矯正, 更正施設) 検察 国税徴収 通貨管理 外交, 通商, 関税 国政, 登記(企画, 手続事務) 栄典	道府県税徴収 (共同徴税機構等も検討) 出入国管理・旅券交付 行政監察	市町村税徴収 戸籍, 住民登録 旅券交付
安全	防衛, 防衛施設管理 国際犯罪, テロ対策 大規模災害	警察 広域災害応援 密輸, 密航監視取締 検疫, 税関	消防, 救急 危険物の許認可
福祉・保険	生活保護・福祉施策の企画 戦没者遺族等援護の企画 健康保険の企画 年金(企画)	障害者更生相談 児童相談, 児童福祉施設入所 広域法人指導 戦没者遺族等援護(手続) 政管健保(実施)老人保健, 国保(財政 年金(実施)	生活保護実施, 福祉事務所 介護保険事業・業者指導 高齢者福祉サービス 障害者福祉サービス 保育所運営 福祉法人, 施設指導等 老人保健, 国保(実施)
医療・衛生	保健医療施策の企画 医療従事者資格 医薬品製造許可等 感染症対策(企画) 難病対策(企画) 食品安全(企画)	地域医療計画策定 地域医療体制整備 医療従事者確保対策 広域法人指導等 公立病院運営 麻薬等薬物(製造等)取締 感染症対策(危機管理) 食品安全(危機管理) 水道事業認可 広域水道事業(実施)	医療法人, 医療機関指導等 公立病院運営 医薬品販売業許可 麻薬等薬物(流通等)取締 感染症対策(予防・監視) 難病対策(相談, 医療給付等) 地域保健対策(保健所) 食品安全(衛生対策) 生活関係衛生 水道事業(実施)
教育・文化	義務教育(企画) 国宝, 重文指定	公私立大学設置認可 公立大学(設置, 運営) 義務教育(学級編成, 定数) 義務教育(教職員任命, 給与) 公立高等学校運営 盲・ろう・養護学校運営 学校法人指導(大, 高, 小中・専門)	公立小中学校運営 義務教育(教科書採択等)

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【現状】 2/2

行政分野	国	道府県	基礎自治体
社会資本整備	高速自動車道(企画,整備) 一般国道(指定区間)整備,管理 一級河川(指定区間外)管理 重要港湾指定 空港管理(主要地方空港) 国土保全(砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(重要流域) 都市公園(国営) 土地改良(国営)	一般国道(指定区間外)整備,管理 都道府県道整備,管理 一級河川(指定区間)管理 二級河川管理 港湾管理(特重,重要港湾,地方港湾) 漁港管理(広域,地方) 空港管理(地方空港) 国土保全(砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(重要流域外) 都市計画(区域区分) 流域下水道 都市公園 公営住宅整備,管理 建築基準 土地改良	市町村道整備,管理 準用河川管理 港湾管理(重要港湾,地方港湾) 漁港管理(地方) 都市計画(地区計画等) 公共下水道 都市公園 公営住宅整備,管理 建築基準(特定行政庁のみ) 土地改良
交通・通信	運輸施策(交通計画,物流企画) 自動車運送,海運業等許可 自動車登録検査 航空管制 情報通信,放送(企画,監視)	地域交通対策(鉄道,バス) 地域情報基盤整備	地域交通対策(バス)
産業・経済	原子力等エネルギー政策 科学技術開発支援 公正取引(企画,取締) 中小企業対策(企画,助成) 産業政策(企画,助成) 観光振興(旅行業,ホテル登録) 農地保全(転用許可4ha以上) 指定漁業許可	科学技術開発支援(公設研究機関) 商工団体指導 中小企業対策(融資,助成) 中心市街地活性化,商店街振興 地域産業政策 企業立地政策 観光振興事業 農地保全(転用許可) 農林水産業団体指導 農林水産業の基盤整備 漁業許可,漁業権免許	中心市街地活性化,商店街振興 地域産業振興(地場,伝統工芸等)
雇用・労働	雇用施策(企画) 職業安定(職業紹介,雇用保険) 労使紛争調停等(中労委) 労働基準,労働災害(企画・監督)	地域雇用施策 職業能力開発支援 労使紛争調停(地労委)	地域雇用施策
環境	地球温暖化対策(企画) 環境基準(企画) 自然環境保護対策(国設) 国立公園(指定,管理)	産業廃棄物対策 公害防止対策(大気,水質等) 浄化槽 自然環境保護対策 公園事業(実施)	一般廃棄物処理対策 公害防止対策(騒音,振動) 公園事業(実施)
生活一般	消費者保護(企画,規制) NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成 NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成

国・道州・基礎自治体の役割と権限

【道州制後】2/2

行政分野	国	道州	基礎自治体
社会資本整備	高速自動車道(企画)	高速自動車道(整備) 一般国道整備,管理 道府県道(広域)整備,管理	道府県道(地域完結)整備,管理 市町村道整備,管理
		一級河川管理 二級河川(広域)管理	二級河川(地域完結)管理 準用河川管理
	重要港湾指定(国際中枢のみ)	港湾管理(特定重要港湾) 漁港管理(広域のみ) 空港管理	港湾管理(重要港湾,地方港湾) 漁港管理(地方)
		国土保全(広域の砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(広域)	国土保全(砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(地域完結) 都市計画
		流域下水道 都市公園(大規模)	公共下水道 都市公園 公営住宅整備,管理 建築基準(特定行政庁のみ)
		土地改良(大規模)	土地改良
交通・通信	運輸施策(交通計画,物流企画)	地域交通対策(鉄道,バス) 自動車運送,海運業等許可 自動車登録検査	地域交通対策(バス)
	航空管制 情報通信,放送(企画,監視)	地域情報基盤整備	
産業・経済	原子力等エネルギー政策 科学技術開発支援	科学技術開発支援(公設研究機関)	
	公正取引(企画)	公正取引(取締)	商工団体指導
	中小企業対策(企画)	中小企業対策(融資,助成) 中心市街地活性化,商店街振興	中心市街地活性化,商店街振興 地域産業振興(地場,伝統工芸等)
	産業政策(企画)	地域産業政策(企画・助成等) 企業立地政策 観光振興事業(ホテル業登録等)	農地保全(転用許可)
		農林水産業団体指導 農林水産業の基盤整備(大規模) 漁業許可,漁業権免許	農林水産業の基盤整備
雇用・労働	雇用施策(企画)	地域雇用施策 職業紹介・職業能力開発支援	地域雇用施策
	労使紛争調停等(中労委) 労働基準,労働災害(企画)	労使紛争調停(地労委) 労働基準,労働災害(監督)	
環境	地球温暖化対策(企画) 環境基準(企画)	産業廃棄物対策 公害防止対策(大気,水質基準)	一般廃棄物処理対策 公害防止対策(大気,水質,騒音,振動) 浄化槽
		自然環境保護対策 国立公園(管理)公園事業(実施)	公園事業(実施)
	国立公園(指定)		
生活一般	消費者保護(企画)	消費者保護(規制) 青少年健全育成(広域) NPO認可(広域)	消費者保護(相談) 青少年健全育成(地域完結) NPO認可(地域完結)